

投資信託のリスク

投資信託は値動きのある株式や債券などに投資しますので、基準価額（投資信託の値段）は市場などの動向により変動します。したがって、元本や利回り、分配金の保証はありません。投資信託の運用による損益はお客さまに帰属します。投資信託の基準価額に影響を及ぼす主な変動要因には、以下のようなものがあります。

株価変動リスク 株 価 変 動	政治・経済・社会情勢、企業業績等の変化により株価が変動するリスクをいいます。株価が下落した場合には、基準価額の下落要因となります。	株式市況	株 価	基準価額
		悪 化	↓	↓
金利変動リスク 金 利 変 動	金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、基準価額の下落要因となります。	改 善	↑	↑
		金 利	債券価格	基準価額
為替変動リスク 為 替 変 動	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般的に、組み込まれた通貨に対し円高になった場合には、基準価額の下落要因となります。	上 昇	↓	↓
		低 下	↑	↑
不動産投資信託（リート）のリスク 不 動 産 投 信	経済情勢の変化、不動産市況（不動産価格、賃料相場、入居率）等の変化により、不動産投資信託（リート）の価格が変動するリスクをいいます。一般的に、不動産市況が悪化した場合には、不動産投資信託の価格は下落し、基準価額の下落要因となります。また、火災、自然災害、法制度の変更、金利動向等も価格に影響を与え、基準価額の変動要因となります。	為 替	資産価値	基準価額
		円 高	↓	↓
信用リスク 信 用	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息・配当金・償還金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般的に、このようなリスクが生じた場合、またはそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となります。	円 安	↑	↑
流動性リスク 流 動 性	有価証券等を売買する際、取引市場に十分な需要や供給がない場合など、市場の需給動向により希望する価格等で売買することができなくなるリスクをいいます。一般的に、投資する有価証券等の流動性が損なわれた場合には、基準価額の下落要因となります。			
カントリーリスク カ ン ト リー	海外に投資を行う際に、投資対象となる国・地域における、政治・経済・社会情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等により受けるリスクをいいます。一般的に、このようなリスクが生じた場合には、運用方針通りの運用が困難となったり、基準価額の下落要因となります。			

※ファンドによってリスクが異なります。

投資信託にかかる費用・手数料等

購 入 時	購入時手数料 (直接的)	ご購入時に直接ご負担いただく費用で、各ファンドの買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、「取扱ファンド一覧」の各ファンドの「取扱概要」に記載の手数料率、約定口数を乗じた額となります。
保 有 中	信託報酬 (間接的)	保有時に間接的にご負担いただく費用で、原則として、信託財産の純資産総額に対して、「取扱ファンド一覧」の各ファンドの「取扱概要」に記載の料率を乗じた額となります。日々計算され、信託財産の中からご負担いただきます。
	その他 (間接的)	売買委託手数料（運用する株式等の売買に際し証券会社に支払う手数料）、監査費用（投資信託の運用・管理が適正に行われているか監査を受けるための費用）などががかかります。（※運用状況等により変動するものであることから、事前に料率を表示することができません。）
換 金 時	信託財産留保額 (直接的)	ご換金時にご負担いただく費用で、換金時の基準価額に対して、「取扱ファンド一覧」の各ファンドの「取扱概要」に記載の料率を乗じた額となります。ご換金の際には、ご換金時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（換金価額）にて換金代金が算出されます。

※その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計額は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。

投資信託と預金の違い

	投 資 信 託	円 預 金
元本の保証	元本は保証されていません。	元本が保証されています。
収 益	運用状況によって受け取る金額（収益分配金）は変化します。また、収益が出ないこともあります。	あらかじめ決められた利率により計算された金額（利息）が受け取れます。
預金保険制度の適用	対象になりません。	対象になります。
通帳・証書の発行	発行しません。代わりに各種報告書でお取引内容やお預かり残高等をお知らせします。	発行します。

● 投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大3.3%の購入時手数料(消費税込み)、約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年約1.98%(消費税込み)を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しております。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

商号等：米沢信用金庫 登録金融機関 東北財務局長(登金)第 56 号

本店営業部 (0238) 22-3430
東 支 店 (0238) 22-3437
北 部 支 店 (0238) 23-3435
西 部 支 店 (0238) 23-3297

南 支 店 (0238) 23-9058
御 廟 支 店 (0238) 22-0001
中 田 支 店 (0238) 37-5888
通 町 支 店 (0238) 24-3113

赤 湯 支 店 (0238) 43-2640
長 井 支 店 (0238) 84-6851
高 畠 糠 野 目 支 店 (0238) 57-4520
川 西 支 店 (0238) 42-2255

山 形 支 店 (023) 641-3223